

尼崎市立尼崎高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 19 日 策定

令和 2 年 4 月 1 日 全面改定

はじめに

尼崎市立尼崎高等学校（以下「本校」とする。）は、いじめ問題の克服を目指し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）及び尼崎市いじめ防止基本方針（平成 28 年 1 月策定、平成 29 年 11 月一部改定）に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を定めるものである。

1 基本方針策定の意義

この基本方針において「いじめ」とは、本校生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた者、した者及び周囲の生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、決して行ってはならない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、被害生徒の立場に立ってなされるべきであって、「いじめ」は、どこにでも、誰にでも起こり得るものととらえ、いじめの防止等のための対策を以下のように定めることとする。

2 いじめ対策の組織

本校では、校長の指揮の下、「いじめ対策委員会」を設置する。

（1）同委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導部長、保健部長（養護教諭）、学年主任、SC、SSW とし、いじめ発生時は該当生徒担任および該当生徒クラブ顧問等関係教員を加える。

（2）同委員会の活動

同委員会は、各学年の生徒状況を常に把握し、いじめの未然防止や早期発見はもとより、いじめ発生時には、全校体制での対策を検討することとする。また、養護教諭は、本校スクールカウンセラー（以下「SC」とする）と連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒間の人間関係を常に注視し、いじめの未然防止に努めることとする。重大事態発生時は、尼崎市教育委員会（以下「市教委」とする）に依頼し、様々な専門家からの意見聴取を行うなど、解決に向けた協力を得られる体制を構築するとともに警察関係者、スクールソーシャルワーカー、尼崎市子どもの育ちセンター（いくしあ）、こども総合相談、県の児童・家庭支援センターなどとも連携する。

（3）開催

定例：毎月の職員会議後開催

臨時：いじめが発生したときは臨時開催

3 未然防止のための取り組み

(1) 人権教育の推進

本校は、自省の言葉（校訓）として「正しく、強く、美しく」を掲げ、自らを律し、思いやりの心を持ち、人との関わりを大切にする生徒を目指し、人権教育の充実を通じて、いじめの未然防止に努めることとする。

(2) いじめを許さない学校づくり

本校教員は、授業、補習、クラブ活動、その他教育活動全般を通して生徒との関わり合いを大切にし、温かい人間関係を構築することに努めるとともに、生徒や保護者への啓発を通じて、いじめや差別を許さない雰囲気を築くため、計画的に校内研修を実施し、いじめに対する指導力の向上を図る。

また、生徒会活動を中心として、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた生徒の主体的な取り組みを意図的・計画的に実践させることとする。さらに、HR指導及び教科「情報」の指導を通じて、情報モラル教育を推進するとともに、外部の専門的知識を有する講師を招聘しての講演会などを活用し、SNS・情報機器等の正しい利用の仕方等を学び、いじめの未然防止に努める。

4 早期発見のための取り組み

(1) 教職員による日常の取組

いじめられた生徒の情報やいじめの兆候を見逃さず、早期発見や早期対応を図るため、全教員による行動観察等を通して、その実態把握に努める。そのため、授業 時間以外にも教室のある階の巡回、休み時間や放課後も補習などで生徒とともに活動することなどによって、生徒の小さな変化も見逃さない指導体制を構築する。教職員は生徒の身近な存在として信頼関係を築くよう努め、いじめを受けた生徒やいじめに気付いた生徒が、安心して相談できる関係を常に維持することに努める。

(2) 人権教育HRと定期的なアンケートの実施

1・3学期に実施される全校一斉の人権教育HRの取り組みを通じて、いじめの未然防止に対する意識の高揚を図り、いじめの早期発見を目的とするアンケート調査を、各学期に実施する。アンケート調査の実施においては、いじめを受けている生徒が安心して記入できるよう工夫・改善を行っていくとともに、アンケートの記載内容に対して、必要な事情聴取や対策を必ず講じることとする。

(3) 早期発見のための環境整備

いじめの早期発見のため、養護教諭とSCが連携し、生徒とSCとの面談を実施する。さらに、校内での全職員による情報共有のためのSC制度の利用状況を定例の職員会議後に全職員による生徒指導会議を実施し、情報共有に努める。

5 早期対応のための取り組み

(1) いじめの発見

いじめ発生の情報を得た場合、校長は直ちに「いじめ対策委員会」を招集する。同委員会は、いじめを受けた生徒、加害生徒、周囲の生徒等からの迅速かつ丁寧な聴き取り調査を計画し、実施する。

また、被害及び加害生徒の保護者に連絡し、協力して指導に当たる。

(2) 指導方針の確定と共有

聴き取り調査の結果を踏まえ、「いじめ対策委員会」は、被害生徒への支援、加害生徒への指導、及び周囲の生徒へのケア等の方針を確定するとともに、全教職員にいじめの顛末を報告し情報共有を図り、指導方針等を周知徹底する。

また、指導に当たっては、役割分担を明確にし、全校体制で解決に向けて対応に当たる。

(3) 関係機関等との連携

指導方針を確定するに当たって、いじめの程度や様態により、必要に応じてＳＣや警察をはじめとする関係機関と連携する。また、いじめ発見時から市教委への報告・連絡・相談を緊密に行い、指導主事の派遣等の支援を受ける。

なお、加害生徒には、発達段階に応じて適切に指導を行うとともに、必要に応じて、別室指導等の措置をとる。また、保護者と協力し、改善に向けた支援を加害生徒にも行うこととする。

6 重大事態への対応

本方針における「重大事態」とは、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態」、もしくは「生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案」をいう。重大事態発生時においては、いじめを受けた生徒の心のケアを最優先し、全教職員でその解決に当たることとする。いじめを受けた生徒に対して、心理的な負担を十分考慮しながら、時間をかけて聴き取りを行う。いじめを受けた生徒はもとより、いじめ行為を行った生徒や関係生徒からの聴き取りを行う際は、複数の教員で対応し、客観的な事実を正確に把握し、詳細な記録を作成することに努める。重大事態を把握した際は、市教委に報告するとともに、同委員会の指導・助言の下、連携して、問題解決に当たることとする。

また、校長は、前述の「解決に向けた協力を得られる体制」を構成・招集し、検討会議を実施するとともに、関係機関と連携して問題解決に当たる。

なお、重大事態の解決に向けた取り組みを行う際は、当該生徒の保護者の理解と協力を求めるとともに、その他の生徒の心のケアに努め、必要に応じて、カウンセリングなどの対策を講じることとする。報道機関等への対応を伴う場合は、市教委の指導・助言の下、管理職が一元的に行うこととする。

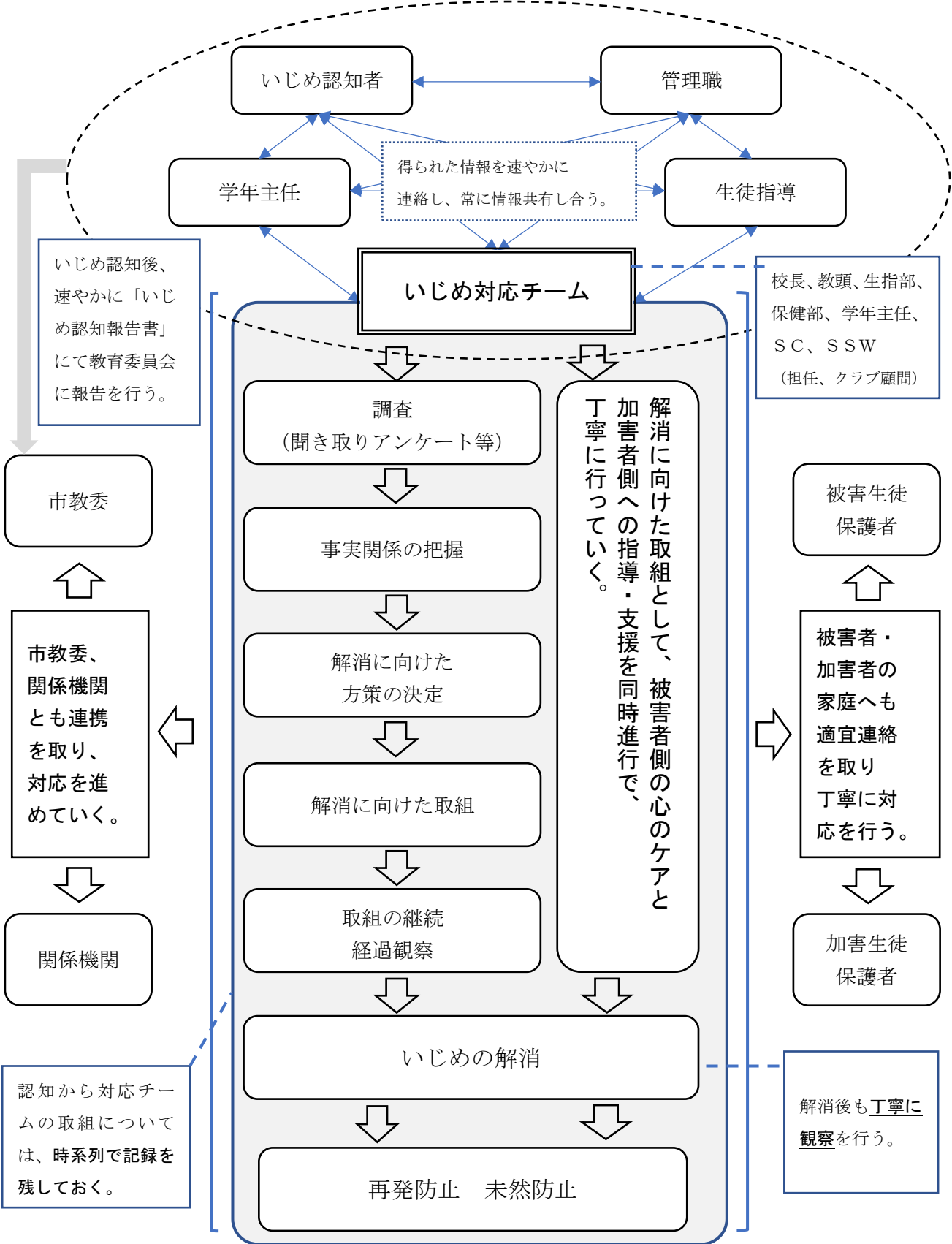
7 再発防止のための取り組み

いじめの発見から一連の指導が完了すると同時に、再発防止に向けた取り組みを行うこととする。再発防止に向けては、校内組織及び未然防止、早期発見、早期対応等の取り組みに関して、見直しや改善等を行い、いじめを許さない学校づくりを推進する。

8 学校評価（検証と改善）

学校評議員会における学校評議により、いじめに対する取り組みや再発防止に向けた取り組みについて、毎年１回の検証を行い、その改善を図る。

9 いじめ認知があった時の対応について



- 解消条件①いじめに係る行為が少なくとも3カ月以上やんでいること。
②被害生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと。
①②ともに満たされていることで解消となる。